

(別添)

チェックリスト (必要書類一覧表)

(この用紙は提出不要です)

●全員提出必須

特別認定被扶養者全員 (共済組合の認定確認 対象者)		被扶養者 ☒ 継続認定 申告書 様式番号 2-1		
		扶養の申立書 (現状を記入してください。) 例：母だけを認定する場合はその理由を 記入してください。父の職業・収入等を 明記ください。 様式番号 2-2		
	どちらか 一方	課税証明書又は非課税証明書(令和 6 年 分の所得の内訳がわかるもの)最新のもの ※高校生以下の者については提出の必要なし		
		同意書 (同封している書類) ※高校生以下の者については提出の必要なし		

●添付書類 (個人の状況により提出する書類が異なります。)

※年間とは、その月でみてもということです。

被扶養者の状況	チェック	提出必要書類	60 歳未満 基準額 年間 130 万 円以内	60 歳以上又は障害年金 受給者 基準額 年間 180 万 円以内

(別添)

チェックリスト (必要書類一覧表)

(この用紙は提出不要です)

給与収入がある者		給与支給証明書の写し 任意様式 (明細書の写しと通帳の写し可) ・明細書に支給日の記載があれば明細書の写しだけ提出 ・明細書に記載がなければ明細書の写しと通帳の写し両方を提出 令和6年7月分～令和7年6月分が対象	アルバイト・パート・非常勤 月額108,334円以内	アルバイト・パート・非常勤 月額150,000円以内
令和6年7月以降に雇用に変更があった場合 (雇用形態の変更、転職等)		雇用証明書の写し 任意様式 日額又は月額・週何時間・雇用期間 (令和○年○月○日～令和○年○月○日)の記載		
年金受給者 ※障害年金・遺族年金・企業年金等も含む。		最新の年金証書(改定通知書)の写し (直近の年額がわかるもの) 氏名・金額・日付の記載 今回からもらい始めた者は、年金証書の写し		
個人年金受給者 (数年にわたって受け取られる場合) ※一括受け取りの場合は対象外		年額がわかる証明書 氏名・金額・日付の記載		
個人事業主・農業・不動産業収入のある者		確定申告書と収支内訳書(青色申告書)の写し		
株・配当金等収入がある者		確定申告書・収支内訳書の写し、付表及び株の1年間の取引結果がわかる書類、配当は振込明細書		
大学・各種専門学校等の在学者		在学証明書 最新のものでないと進級したかわからないため		
高校生 ※中学生以下の者につ		学生証の写し		

(別添)

チェックリスト (必要書類一覧表)

(この用紙は提出不要です)

いては、提出の必要なし				
組合員と被扶養者が別居している場合 (子を除く。)		組合員が被扶養者に対して毎月の送金額が記載されている書類の写し ご利用明細票の写し又は通帳の写し ※手渡しは認められません。		
他に扶養義務者がいる場合 (子を扶養している場合等)		組合員の源泉徴収票の写しと 他の扶養義務者(配偶者等)の課税証明書 ①他の扶養義務者が自営業等をしている場合は、課税証明書と追加で確定申告書・収支内訳書の写しを提出 ②他の扶養義務者が当支部の場合は提出の必要なし ③他の扶養義務者が当支部の組合員ではないが公務員の場合は源泉徴収票でも可		
		他の親族が扶養していない旨の申立書 任意様式 扶養手当を支給していないか生計維持はしていないか等 (子が被扶養者の場合は不要)		

●住民票を異動したが当支部に届出していない者・・・記載事項兼登録事項変更申告書 様式 5-1

●認定要件を欠いていた(取消)にも関わらず当支部に届出をしていない場合

※年間とはどの月でみてもということです。

取消要件一覧

1.パート・アルバイトの月の総支給額が3か月連続で108,334円以上になった場合。

注：差引支給額ではありません。

2.60歳以上の者及び障害年金受給者等は年金収入とパートや非常勤務と合わせて3か月連続で150,000円以上になった場合。

3.雇用保険の日額が3,612円以上(60歳以上の者及び障害年金受給者等は5,000円以上)になった。

4.年間所得が130万円以上(60歳以上の者及び障害年金受給者等は180万円以上)になった。(年金には個人

(別添)

チェックリスト (必要書類一覧表)

(この用紙は提出不要です)

年金・非課税の遺族年金等も含みます。)

- 5.共働きで子を扶養しており組合員よりも配偶者の所得の方が高くなった場合。収入の逆転(夫婦ともに公立学校の組合員の場合を除く)※任意継続組合員の方はご相談ください。
- 6.組合員から別居の被扶養者へ送金額が少ない。(被扶養者の収入に対して認定組合員からの送金額の占める割合が3分の1以上)又は送金をやめた場合
- 7.結婚又は離婚、死亡等により、主として組合員の収入により生計を維持されなくなった。
- 8.就職して、健康保険証を取得した。/以前から働いていた先で健康保険に加入することになった場合
- 9.扶養替えを行う場合
- 10.国内居住要件から外れた場合

以上の他にも認定が取消になる場合があります

認定要件を欠いていた (取消)にも関わらず 届出をしていない場合		被扶養者 ☒ 取消 申告書 様式 2-1		
		被扶養者証(保険証)又は資格確認書の 返却、その他各証の返却(高齢受給者証・ 限度額認定証・特定疾病療養受給者証 当)		
		要件を欠くに至った事実・欠いた日が確 認できる書類 (マイナポータルの医療保険者の資格情 報の画面の写し・資格確認書の写し・給 料明細書の写し・年金証書の写し・年金 の改定通知書の写し・確定申告書・収支 内訳書の写し等)		

注：60 歳以上の非常勤職員の方が基準額月額 15 万円以内で勤務していたとしても年金支給が開始になれば取消になる可能性がありますのでご注意ください。

●特別認定(扶養手当なし)だったが、普通認定(扶養手当あり)になっている者がいるが当支部に

届出をしていない場合

特別認定から普通認 定への認定替え		被扶養者 ☒ 認定 申告書 様式 2-1
----------------------	--	---

(別添)

チェックリスト (必要書類一覧表)

(この用紙は提出不要です)

		扶養手当発令通達書 ※発令通達書がない場合は、手当が開始された月の給料明細書の写し
--	--	--

●普通認定（扶養手当あり）だったが、特別認定（扶養手当なし）になっている者がいるが当支部に

届出をしていない場合・・・特別認定書類を一式提出ください。

※提出していただく義務がありますので、必ず提出期限 9 月 30 日（火）までに提出をお願いします。やむを得ない事情も無く提出期限を著しく超過する場合又は書類提出にあたり不誠実な対応がある場合は、法令に基づき被扶養者の取消の措置をさせて頂く場合があります。

〈参考〉

地方公務員等共済組合法施行規定第 97 条

組合は、組合の定めるところにより、資格確認書の検認若くは、更新又は被扶養者に係る確認をするものとする。（経過処置により、資格確認書は組合員証と読み替えてください。）

第 2 項

組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

第 4 項

第 1 項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。